

第130号議案

島根県介護保険審査会条例の一部を改正する条例

島根県介護保険審査会条例（平成11年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（委員の定数）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第189条第3項に規定する合議体を構成する委員の定数は、3人とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。